

# JA 共済連の ごあんない 2010

ひと・いえ・くるまの総合保障



# JA共済は、「相互扶助（助け合い）」を 事業理念としています。

## ～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」

日本の農村では、古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。日常の農作業はもちろん、自然災害や火事などの災害時には、共同体全体で救済・援助を行ないました。そうした歴史を背景に、農家組合員が協力して農業生産力の増進と経済的・社会的地位の向上をはかること、そして、協同による事業活動を通じて、農家組合員の幸福と利益を実現することを目的に「農業協同組合（JA）」は生まれました。

JAの共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、自主的・民主的に運営されており、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしています。

## JA共済の役割と事業実施のかたち

- JA共済は、JAの行なうさまざまな事業の一環として、組合員・利用者の皆さまと共済契約を締結することによって、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。
- JAとJA共済連は、共同で共済契約を締結し、それぞれの役割を担いながら、一体となって保障提供を行なっています。





## JA共済の事業展開の基本的考え方

### ～「安心」と「信頼」で地域をつなぐJA共済～

JA共済は「組合員・利用者視点に立った事業展開の一層の徹底」をはかり、組合員・利用者との100%コミュニケーションをめざします。

JA共済は、「平成22年度から24年度 JA共済3か年計画」における基本方向を次のとおり掲げ、組合員・利用者の皆さまの視点に立った事業展開の一層の徹底をはかります。

- 組合員・利用者および地域住民とのつながりの強化を通じた事業基盤の維持・拡大
- JAの共済事業実施体制および連合会のJA支援機能等の強化
- さらなる事業基盤の維持・拡大に向けた新たな事業展開

平成22年度は、JA共済3か年計画の着実な実践に向けて、次の8点を重点に取り組みます。

- 1 地域特性に応じた推進活動の強化と生活全般における保障拡充
- 2 ニーズを的確に捉えた簡潔でわかりやすい仕組みの提供
- 3 サービス・利便性等の向上
- 4 信頼性の向上
- 5 連合会のJA支援機能の強化
- 6 地域貢献活動を通じたJA・JA共済の理解の促進
- 7 連合会の健全性確保と安定的資金運用の取り組み
- 8 さらなる事業基盤の維持・拡大に向けた新たな事業展開

## 目次

トップメッセージ ..... 3

### 2009年度の業績

JA共済の事業概況 ..... 7  
資産・負債等の状況 ..... 9  
収支の状況 ..... 10  
健全性を表す指標 ..... 11  
保険法施行にかかる対応 ..... 13

### 事業活動

ひと・いえ・くるまの総合保障 ..... 15  
ご契約について ..... 19  
JA共済 しあわせ夢くらぶ ..... 22  
ダイレクトサービス ..... 23  
農業者への取り組み ..... 25  
コンサルティング力の向上に向けて ..... 26

### 地域貢献活動への取り組み

交通事故対策活動 ..... 27  
災害救援／健康増進／在宅介護支援活動 ..... 30  
文化支援／環境保全活動 ..... 32

### 組織概要

JAグループの組織概要とJA共済の位置づけ ..... 33  
JA共済連の組織概要 ..... 34  
JA共済Q&A ..... 35  
JA共済のあゆみ ..... 38

### JA共済連のごあんない2010 — 2010年8月発行 —

全国共済農業協同組合連合会  
(略称:全共連／愛称:JA共済連)

National Mutual Insurance Federation  
of Agricultural Cooperative

〒102-8630  
東京都千代田区平河町2-7-9 全共連ビル  
TEL.03-5215-9100(総務部)

(全共連ビル建築期間中)

〒107-8530  
東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー東館  
TEL.03-5215-9100(総務部)

編集担当：広報部

# J A 共 済 は、「 組 合 員 ・ 利 用 者 の 皆 さ ま の 視 点 に

## 刊 行 の ご あ い さ つ

日頃よりJA共済事業をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

私どもの経営方針、事業概況、財務状況などを皆さまにわかりやすくお知らせするために、「JA共済連のごあんない2010」を作成いたしました。

本誌をご覧いただき、JA共済事業に対する一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。



経営管理委員会会長  
安田 舜一郎

代表理事理事長  
横井 義則

## はじめに

平成21年度の国内経済は、堅調なアジア向け輸出や各種経済対策の効果もあり、金融危機からの世界経済の回復に歩

調を合わせゆるやかな上昇に向かいましたが、未だ本格的な景気回復には至っておりません。

一方、国内農業は、内外の諸情勢の変化を受け大きな転換期を迎えています。JA



## 立った事業展開の一層の徹底」をはかります。

グループは、一体となって、多様化する組合員のニーズに応えつつ消費者の『食の安全・安心』を確保し、地域農業・社会に活力を取り戻すために「農業の復権・地域の再生」を活動方針に掲げ、そのための「JA経営の変革」を進めていくこととしています。

おりしも国連は、平成21年12月の総会で平成24年を「国際協同組合理年」とすることを決議しました。こうした機会を活かし、金融危機をもたらした過度な市場優先主義の経済活動でなく、協同の力で共生的な社会経済活動を行なうことが人々の暮らしの安定と平和な社会を築くうえで大きな力となり得ることを再確認していく取り組みが必要であると考えます。

共済事業は、JAの行なう非営利の協同組合事業として、『一人は万人のために、万人は一人のために』の理念のもと、組合員・利用者の皆さまが、事業開始以来60年間にわたる相互扶助(助け合い)の道を着実に歩んでまいりました。

事業環境は急激に変化しておりますが、JA共済は、これからも組合員・利用者の皆さまが安心して事業利用できるよう、多様なニーズに対応した仕組み・サービスを提

供するとともに、誠実な事業活動を行なうてまいります。

## 21年度の取り組みと事業展開

### 事業推進

平成21年度は、前3か年計画(19~21年)の総仕上げの年度にあたり、『3Q訪問プロジェクトの徹底実践を通じた「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供と盤石な事業基盤の構築』をスローガンに、積極的な事業推進を展開しました。

その結果、生命共済の新契約実績は、仕組改訂により積立型終身共済が好調だったこと、また前年に引き続き一時払生存型養老生命共済が好調だったこと等により全国目標を達成しました。

共済金の支払いについては、満期共済金・事故共済金を合わせて3兆7,460億円となり、組合員・利用者の皆さまの生活保障や、地震や風水害などによる自然災害等からの復興にお役立ていただくことができました。

平成22年度は今次3か年計画(22~24年)の初年度にあたります。『「安心」と「信頼」で地域をつなぐJA共済~組合員・利用者との100%コミュニケーションをめざして~』をスローガンに、皆さまのニーズに的確に対応した総合保障の提供に取り組んでまいります。

### 契約者・利用者の皆さまの 保護の強化に向けた取り組み

利用者保護の強化などを目的とした「保険法」の平成22年4月1日施行にあわせて、新たな契約ルールに従って共済約款を改訂するとともに、支払処理の迅速化、共済仕組みの簡素化、「ご契約のしおり・約款」の平明化、契約者向け資材の改善など、契約者・利用者の皆さまの保護の強化に向けた取り組みを行ないました。

なお、新たな共済仕組みの開発につきましては、引き続き多様な保障ニーズを的確に把握した、魅力あるわかりやすい仕組みの開発を進め、より一層きめ細やかな生活総合保障の提供に努めてまいります。また、「食の安全・安心」への関心の高まりなど農業を取り巻く環境変化に対応するため、食・農関連リスクに対する保障提供に

ついても、JAグループ全体で検討を進めてまいります。

### 経営の健全性・信頼性の 確保に向けた取り組み

資金運用につきましては、資金の大半が将来の共済金の支払いに備えて積み立てている責任準備金であることから、共済金の万全な支払いを履行すべく、長期安定的な収益の確保をはかるため、円貨建債券への投資などの円金利資産を主体とした運用を行なっております。あわせて、株式や外貨建債券などによる収益向上をはかる運用にも各資産の特性を踏まえ市場動向や価格変動リスクに留意しつつ取り組んでまいりました。

平成21年度においては、資金運用環境の改善に伴う有価証券の評価差額の増加および将来の共済金などの支払いに備えるために必要な諸準備金の積み立てなどにより、経営の健全性指標である支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は、952.7%(前年度860.4%)となり、十分な支払担保力を確保しております。

平成22年度も、引き続き国債等信用力の高い円金利資産中心の運用を基本とし

つつ、株式や外貨建債券などにつきましては、より一層リスク管理を強化することにより機動的な運用をはかり、収益性の向上に取り組むこととしております。

### 連合会統合10年を迎えて

平成21年度は、「都道府県共済連」と「全国共済連(全共連)」が平成12年4月に一斉統合し、「全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)全国本部・都道府県本部」が誕生して10年目を迎えた節目の年でした。

連合会の統合により、これまで連合会間で重複していた機能を取り除き、効果的・効率的な事業活動を進めてまいりました。例えば、資金運用の一元化による効率的な運用や運用体制の強化、業務の効率化による要員・経費の削減などを実現しました。さらに、連合会がひとつになったことにより「契約者向けサービスの充実」や「事業実施体制の見直し」などを行なってまいりました。

今後も、「相互扶助の理念のもとに、組合員・利用者の皆さまへ最良の『安心』と『満足』を提供し、豊かで安心して暮らすことができる地域社会づくりに貢献する」と

いう共済事業の使命を軸として事業の方向性を定め、将来にわたって安定した運営に取り組んでまいります。

### おわりに

JA共済は、これからも組合員・利用者の皆さまが安心して事業利用できるよう、事業推進においてはフェイス・トゥ・フェイスによる説明責任をしっかりと果たし、きめ細やかな保障・サービスを提供するとともに、コンプライアンスを徹底し、ていねいかつ誠実な事業活動を行なうことで最良の「安心」と「満足」の実践に努めてまいります。

2010年8月

# JA共済の事業概況

## JA共済の主な加入状況

### 生命総合共済(保有契約)

加入件数

1,391万件

保障共済金額

170兆3,158億円



### 建物更生共済(保有契約)

加入件数

1,148万件

保障共済金額

150兆58億円

JA共済は生活総合保障を展開しています。



### 自動車共済(保有契約)

加入件数

849万件

### 自賠責共済(保有契約)

加入台数

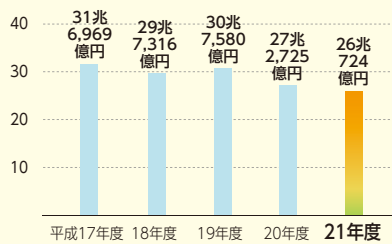
703万台

## 共済契約の概況

### 長期共済 新契約高

保障共済金額 **26兆724億円**

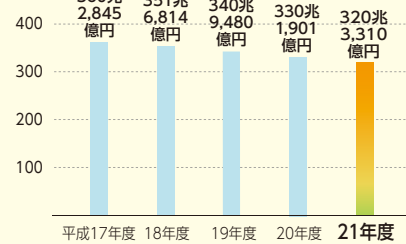
(単位:兆円)



### 長期共済 保有契約高

保障共済金額 **320兆3,310億円**

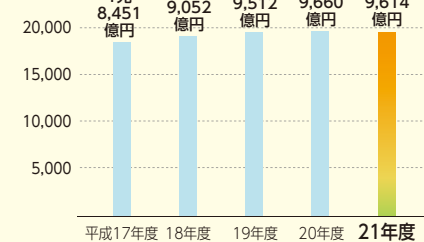
(単位:兆円)



### 年金共済 保有契約高

年金年額 **1兆9,614億円**

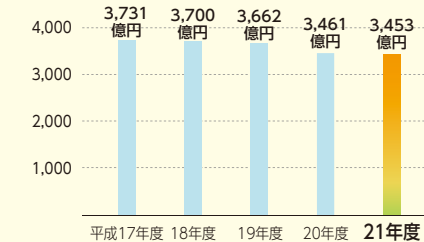
(単位:億円)



### 短期共済 新契約高

**3,453億円**

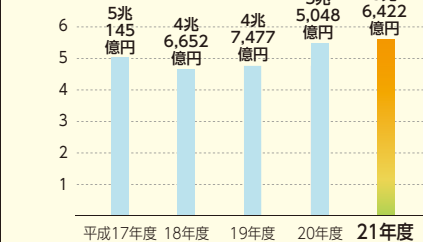
(単位:億円)



### 共済掛金

**5兆6,422億円**

(単位:兆円)



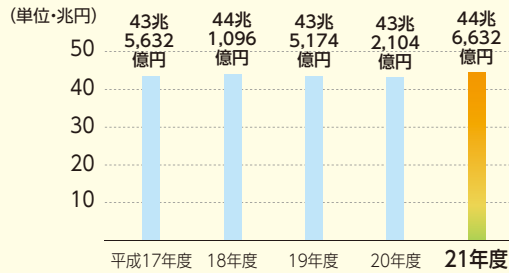
※短期共済とは、共済期間が5年未満の共済で、火災共済、自動車共済、傷害共済、団体定期生命共済、自賠責共済などのことをいいます。



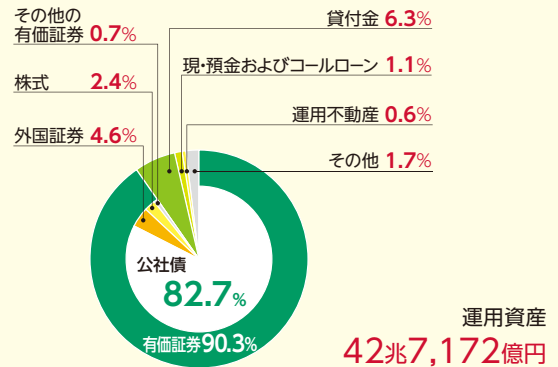
## 健全な資産運用

### ■ 総資産

44兆6,632億円



総資産は、44兆6,632億円(前年度比103.4%)となりました。このうち、ご契約者の皆さまへの共済金等の支払いに備え積み立てている共済契約準備金は41兆9,552億円となり、総資産の93.9%を占めています。

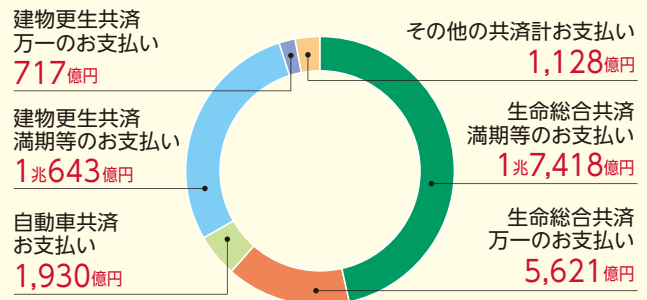


## お役に立った共済金

### ■ 平成21年度のお支払い

3兆7,460億円

### ■ 共済金支払額の内訳



## 自然災害にも確かな保障

### 平成21年度のお支払い

平成21年8月 静岡県駿河湾地震(静岡・長野・山梨ほか)  
10,174件 / 54億6千万円  
平成21年10月 台風18号(愛知・三重・静岡ほか)  
20,030件 / 80億3千万円

平成3年9月 台風19号(全国)  
438,406件 / 1,488億2千万円

- 平成16年10月 新潟県中越地震(新潟・群馬・福島ほか)  
87,641件 / 773億5千万円
- 平成19年7月 平成19年新潟県中越沖地震(新潟・長野ほか)  
32,136件 / 316億6千万円
- 平成7年1月 阪神・淡路大震災(兵庫・大阪・京都ほか)  
101,535件 / 1,188億8千万円
- 平成16年10月 台風23号(兵庫・岡山・京都ほか)  
78,495件 / 404億5千万円



- 平成10年9月 台風7号(奈良・三重・和歌山ほか)  
84,756件 / 270億5千万円
- 平成16年9月 台風18号(山口・熊本・福岡ほか)  
284,389件 / 1,080億6千万円
- 平成11年9月 台風18号(熊本・山口・鹿児島ほか)  
179,978件 / 636億9千万円
- 平成17年9月 台風14号と前線による大雨(宮崎・鹿児島・大分ほか)  
39,990件 / 293億4千万円

# 資産・負債等の状況

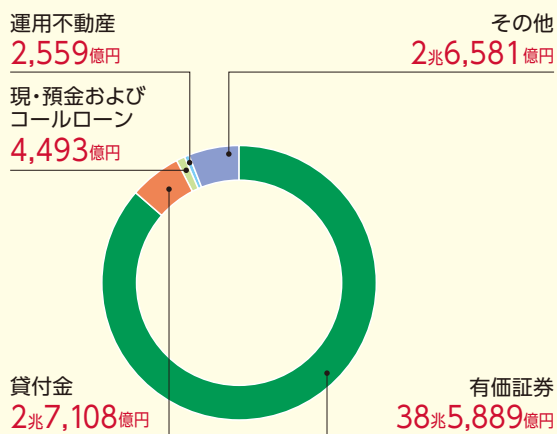
## 資産

総資産は、前年度より1兆4,528億円(3.4%)増加し、44兆6,632億円となりました。このうち有価証券は38兆5,889億円(総資産に占める割合86.4%)、貸付金は2兆7,108億円(同6.1%)、運用不動産は2,559億円(同0.6%)となりました

### 貸借対照表

科 目	平成20年度末	平成21年度末
現・預金	1,827	1,323
コールローン	5,450	3,170
金銭の信託	251	30
金銭債権	7,187	7,092
有価証券	367,234	385,889
貸付金	28,186	27,108
運用不動産	2,624	2,559
未収共済掛金	2,389	2,305
未収再保険勘定	104	146
その他資産	1,921	2,007
業務用固定資産	922	1,011
資本貸付金	1,000	1,000
外部出資	3,265	3,259
繰延税金資産	10,002	9,862
貸倒引当金	△241	△116
外部出資等損失引当金	△22	△16
資産の部合計	432,104	446,632

### 資産の内訳 (平成21年度末)



## 負債・純資産

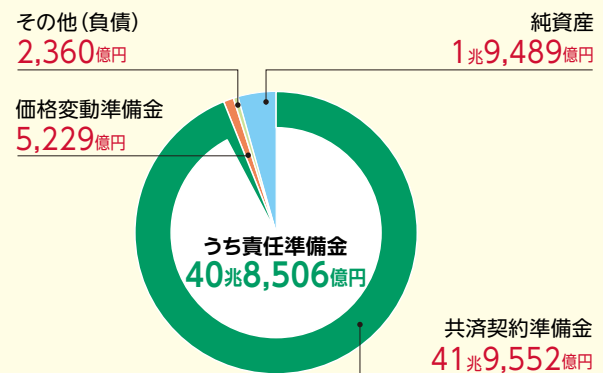
負債の合計は、前年度より1兆699億円(2.6%)増加し、42兆7,143億円となり、このうち責任準備金は、前年度より8,603億円(2.2%)増加し、40兆8,506億円となりました。

純資産の合計は、1兆9,489億円となりました。

(単位:億円)

科 目	平成20年度末	平成21年度末
共済契約準備金	410,400	419,552
うち責任準備金	399,903	408,506
未払再保険勘定	139	140
代理店勘定	1	1
共済資金	66	67
その他負債	834	1,744
諸引当金	422	406
価格変動準備金	4,579	5,229
負債の部合計	416,443	427,143
出資金	1,287	1,287
利益剰余金	14,978	16,074
利益準備金	2,397	2,466
その他利益剰余金	12,581	13,607
処分未済持分	△0	-
会員資本合計	16,266	17,361
その他有価証券評価差額金	△605	2,127
評価・換算差額等合計	△605	2,127
純資産の部合計	15,660	19,489
負債及び純資産の部合計	432,104	446,632

### 負債・純資産の内訳 (平成21年度末)



# 収支の状況

## 経常損益

経常収益は、前年度より847億円(1.3%)増加し、6兆5,834億円となりました。このうち直接事業収益は、受入共済掛金の増加に伴い、前年度より1,317億円(2.4%)増加し、5兆6,602億円となりました。

経常費用は、前年度より828億円(1.3%)減少し、6兆3,445億円となりました。このうち、財産運用費用は、資金運用環境の改善に伴い、有価証券売却損および有価証券評価損が減少したことから、前年度より3,973億円(90.8%)減少し、404億円となりました。

また、共済契約準備金繰入額は、責任準備金繰入額の増加に伴い、前年度より5,869億円(174.5%)増加し、9,232億円となりました。

これらの結果、経常利益は、前年度より1,676億円(235.0%)増加し、2,389億円となりました。

## 特別損益

特別利益は、前年度より822億円(84.5%)減少し、151億円となり、特別損失は、前年度より1億円(7.6%)減少し、17億円となりました。

## 当期剰余金

経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期剰余金は、前年度より889億円(345.6%)増加し、1,146億円となりました。

## 剰余金処分額

当期末処分剰余金1,534億円のうち、各会員に対して21億円を出資配当金として(出資配当率は年1.70%)、49億円を事業分量配当金として配当しています。さらに、共済契約特別積立金などの任意積立金への積み立てが1,228億円となっています。

## 損益計算書

(単位:億円)

科目	平成20年度	平成21年度
経常収益	64,986	65,834
直接事業収益	55,284	56,602
共済契約準備金戻入額	1,070	1,031
財産運用収益	8,588	8,098
その他経常収益	43	102
経常費用	64,273	63,445
直接事業費用	54,968	51,545
共済契約準備金繰入額	3,363	9,232
財産運用費用	4,377	404
価格変動準備金繰入額	-	650
事業普及費	239	235
事業管理費	1,073	1,073
その他経常費用	251	301
経常利益	713	2,389
特別利益	973	151
特別損失	18	17
税引前当期剰余	1,667	2,522
法人税、住民税及び事業税	475	1,310
法人税等調整額	△56	△947
契約者割戻準備金繰入額	991	1,013
当期剰余金	257	1,146
前期繰越剰余金	136	109
災害救援積立金取崩額	2	2
交通事故対策基金取崩額	38	71
経営基盤整備積立金取崩額	171	204
当期末処分剰余金	605	1,534

## 剰余金処分計算書

(単位:億円)

科目	平成20年度	平成21年度
当期末処分剰余金	605	1,534
剰余金処分額	495	1,408
利益準備金	69	108
任意積立金	374	1,228
出資配当金	21	21
事業分量配当金	29	49
次期繰越剰余金	109	125



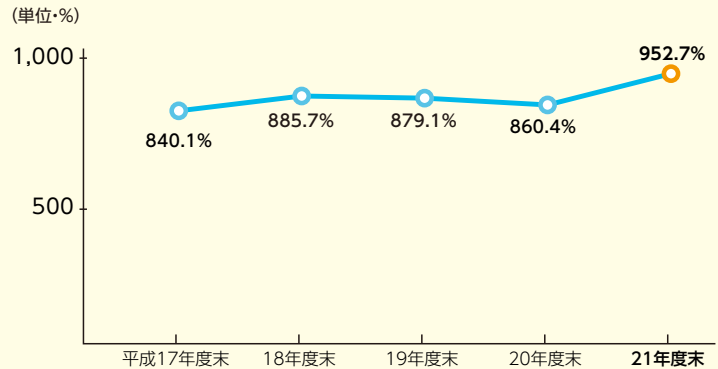
## 健全性を表す指標

## 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率の状況

平成21年度末のJA共済連の支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は952.7%となっており、十分な支払余力を確保しています。

## ■支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

# 952.7%



(単位:億円)

	平成20年度末	平成21年度末	増減
支払余力(ソルベンシー・マージン)総額(A)	65,477	72,702	7,224
リスクの合計額(B)	15,220	15,261	41
支払余力(ソルベンシー・マージン)比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	860.4%	952.7%	92.3%

## 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(巨大災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標の1つです。

JA共済では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

なお、この比率が200%を下回った場合には、行政庁によって経営の健全性の回復をはかるための措置がとられます。

## 実質純資産額

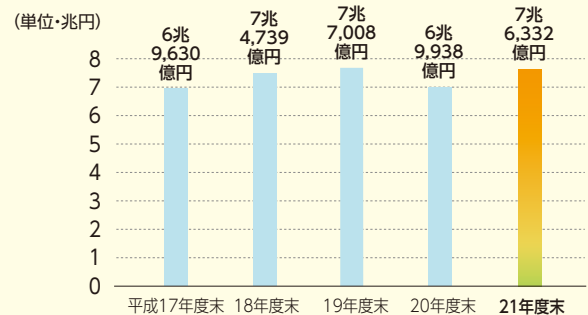
平成21年度末のJA共済連の実質純資産額は7兆6,332億円、対総資産比率は17.1%となっており、高水準を確保しています。

## ■実質純資産額

# 7兆6,332億円

(単位:億円)

	平成20年度末	平成21年度末	増減
実質純資産額	69,938	76,332	6,393
対総資産比率	16.2%	17.1%	0.9%



## 実質純資産額

実質純資産額とは、実質的な債務超過かどうかを判定するための基準です。

具体的には、「時価評価した資産の額」から「負債から自己資本とみなされるもの(異常危険準備金、価格変動準備金など)を除いた額」を控除して算出します。

## 高水準の基礎利益

平成21年度のJA共済連の基礎利益は4,758億円となっており、健全な経営状態を維持しています。

(単位:億円)

### ■基礎利益

**4,758** 億円

	平成20年度	平成21年度	増減
基礎利益	4,436	4,758	322
費差損益	1,660	1,653	△6
利差損益	△4,585	△4,139	446
危険差損益	7,361	7,244	△117

※1 共済事業は、長期間にわたってご契約者の皆さまに保障を提供していますので、保障を確実に履行するためには、共済掛金(予定事業費率、予定利率、予定死亡・予定危険率)の設定にあたって、あらかじめ適度の安全性を確保し、将来のリスクに備えていく必要があります。このため、この予定の率と決算による実績との差額が必ず発生することになります。これが基礎利益です。

※2 平成20年度の基礎利益および費差損益は、平成21年度より変更した算出方法にもとづき再計算した値です。変更前の算出方法にもとづき計算し開示した基礎利益は4,226億円、費差損益は1,451億円です。

### 基礎利益

基礎利益とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、具体的には、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」および異常危険準備金繰入額などの「臨時損益」を除いて算出されます。

この基礎利益の額は、ご契約者さまへの割りもどしや、万一の事態に備えた異常危険準備金などの準備金への積み立て、税金の支払い、会員への配当などにあてています。

## 責任準備金の十分な積み増し

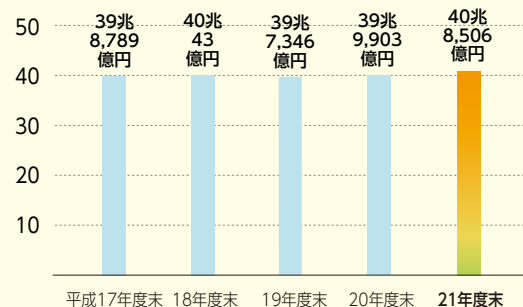
JA共済連では、経営の健全性を確保するため、不良債権の償却などを実行したうえで、将来の共済金の支払いに必要な責任準備金の積み立てを適正に行なっています。

また、責任準備金として、毎年、異常危険準備金の

積み増しとともに再保険も実施し、巨大災害などに備えています。

### ■責任準備金の推移

(単位:兆円)



### ■責任準備金

**40兆8,506** 億円

※ 総資産の「9割以上」を責任準備金にあてています。

## 資産の自己査定

資産の自己査定とは、保有する資産について自らそれぞれのリスクを検証・分析し、そのリスクの度合と回収可能性に応じて償却・引当を行ない、経営の健全性・透明性を確保していくためのルールです。

JA共済連では、農林水産省が公表している「共済事

業実施機関に係る検査マニュアル」に準拠した「資産査定規程」「資産査定実施要領」という2つの基準を設定。この基準にもとづき、資産全体(仮払・繰延消費税、繰延税金資産などを除きます)に対して適正な自己査定と厳格な償却・引当を実施しています。

## 保険法施行にかかる対応

保険法は、主に共済・保険の利用者の保護を目的に制定された、共済契約や保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、平成22年4月1日に施行されました。

JA共済では、保険法の施行にあわせ、共済約款等の諸規程および事務手続・システム等の実務について、法律に則した変更・見直しを行ないました。

また、保険法の施行を契機に、組合員・利用者の皆さまの視点に立ち、わかりやすさ・理解しやすさの向上の観点から、「ご契約のしおり・約款」および各種の帳票・資材の改善、推進担当者の研修内容の見直しに取り組みました。

### < 保険法のポイント >

#### ① 利用者保護が強化されました。

- ◇ 契約締結時の告知についてのルールの整備
- ◇ 保険金の支払時期についての規定の新設
- ◇ 片面(へんめん)的強行規定(保険法の規定よりも保険契約者側に不利な内容の約款の定めを無効とする)の導入

#### ② 保険契約と同様の内容を有する共済契約にも適用されます。

#### ③ 損害保険、生命保険の規定に加えて、傷害疾病定額保険に関する規定が新設されました。

#### ④ 規定の表現が現代化されました。

例:「時効二因リテ消滅ス」→「時効によって消滅する」

### 保険法施行に伴う主な変更点

#### 1 告知方法の整備

契約者や被共済者の皆さまにとって何が告知事項なのかがわかりやすくなるように、共済契約申込書・告知書等の整備を行ないました。

#### 2 共済金の支払期限の明確化

保険法では、適正な保険金のお支払いに必要な調査のための「相当の期間」が経過する日が保険金の支払期限とされたことを受けて、共済金をお支払いするにあたって必要となる調査・確認の有無と内容に応じて、共済金の支払期限を共済約款に規定しました。

#### 3 共済金受取人の意思による共済契約の存続の新設

ご契約者さま以外の解除権者(破産管財人や差押債権者など)から共済契約の解除の請求があった場合でも、生活保障という共済契約の目的を達成するために、共済金受取人が1か月以内に返れい金相当額を解除権者に支払い、その旨を組合に通知することによって、共済契約を存続させることとしました。

#### 4 重複契約の支払方式の変更

損害共済においては、ご契約者さまが、同一の共済の目的物に複数の共済・保険契約に加入している場合(重複契約)に、共済金受取人からの請求にもとづき独立責任額の全額を支払うことができることとしました。

#### 5 共済金請求権の消滅時効、失効・消滅の期間の変更

保険法にあわせ、共済金請求権は3年で時効によって消滅することとしました。また、長期共済では共済掛金のお払込みがないことによって共済契約が失効してから消滅するまでの期間を2年から3年に延長しました。



組合員・利用者の皆さまにご理解いただくために

JA共済では、組合員・利用者の皆さまに保険法に対するJA共済の対応内容をご理解いただくために、保険法への対応に関する利用者向け資料『「保険法」施行にかかるご案内』の作成、『JA共済ホームページ』や『しあわせ夢くらぶ通信』への関連記事の掲載をはじめとした周知活動を実施しております。

● 「保険法」施行にかかるご案内イメージ

## 「保険法」って何？ はやわかり

保険法は、主に共済・保険の利用者の保護を目的に制定された、共済契約や保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。

▶ 主な内容

- 1** 加入時に告知していただく方法が規定されました。  
共済契約にご加入いただく際には、健康状態等について告知していただく必要があります。保険法では、この告知の方法について、「JAが告知を求めた事項」にお答えいただけばよいこととされました。
- 2** 共済金の支払期限に関する規定が設けられました。  
保険法では、共済金支払の不当な遅延を防止するため、「共済金をお支払するために必要な調査を行うための相当の期間を経過する日」が支払期限とされました。
- 3** 共済契約者等に不利な共済約款の規定は無効となります。  
告知や共済金の支払期限に関する規定など、共済契約者等を保護するための重要なルールについて、保険法よりも共済契約者等に不利な内容の共済約款の規定は無効となります。

保険法が適用される共済契約について

**保険法の一部の規定は、すでにご加入いただいている共済契約にも適用されます。**

保険法は、原則として、平成22年4月1日以前にご加入いただいた共済契約に適用されます。ただし、保険法の一部の規定は、平成22年3月31日以前にご加入いただいた共済契約にも適用されます。

また、平成22年3月31日以前にご加入いただいた共済契約であっても、平成22年4月1日以前に、新たに特約を中途付加した場合や失効した共済契約を復活した場合、その特約や復活後の共済契約にも保険法が適用されます。

新しい保険法とJA共済 Q&A

**Q1** なぜ、JA共済にも保険法が適用されるのですか。

新しく制定された保険法は、共済事業が今日の規模まで成長し、数多くの国民が共済契約に加入している現状に鑑み、共済と保険を並列的に位置付けたかたちで共済契約にも適用されることとなりました。

**Q2** 保険法では、告知の方法が規定されましたが、JA共済ではどのような対応を行うのですか。

JA共済では、これまでも保険法の規定と同様に「JAが告知を求めた事項」についてお答えいただくこととしております。

JA共済では、引き続き、保険法の趣旨を踏まえた適正な告知制度の運営に努めてまいります。

⚠ 平成22年3月31日以前に保険が開始した共済契約について、保険法が施行されたことにより、新たに告知を行っていただく必要はございません。

**Q3** JAが共済契約を解除することができる場合に変更はありますか。

保険法ではJAの側から共済契約を解除できる場合を規定しています。これについてJA共済では、保険法の規定に合わせ、**以下の3点**に集約し、全ての共済種類において同様に変更しました。(これらの事由に該当した場合、共済契約が解除されるだけでなく、共済金をお支払いできないことがあります。)

- ① 共済契約の締結後、告知事項について、告知しなかった、または事実でないことを告知した場合
- ② 共済契約の締結後、告知内容に関する危険が増加したことを、JAに通知しなかった  
【例】自動車に高圧ガスなどの危険物を搭載した場合などが該当します。(自動車共済の場合)
- ③ 共済契約の存続を困難とする重大な事由があった場合  
【例】共済金請求について詐欺を行った場合などが該当します。

⚠ 平成22年3月31日以前に保険が開始した共済契約についても、平成22年4月1日以前は、上記により共済契約を解除することがあります。

裏面へ続く ▶▶

● 保険法施行への対応

利用者保護の強化等を目的とした保険法

I 保険法各条文の趣旨・内容に沿った共済約款・実務等の見直し

説明

- ・チラシ
- ・リーフレット
- ・ホームページ

提案

- ・保障設計書
- ・重要事項説明書 (契約概要)

契約締結

- ・申込書・告知書
- ・共済証書
- ・重要事項説明書 (注意喚起)
- ・意向確認書

共済金・異動

- ・共済金支払の適正化・迅速化
- ・共済金請求書
- ・異動申込書

共済規程・共済約款等

利用者にとって最も望ましい保険法対応

保険法に則した対応

II 利用者保護のためのJA共済の業務品質の向上

キーワード：正確さ・理解しやすさ・迅速さ

【品質向上のための取組事項】  
「ご契約のしおり・約款」の平明化、仕組みの統廃合・簡素化、普及推進上のわかりやすさ追求、事務の簡素化など

法施行を契機とした対応

組合員・利用者の皆さまとのつながりの強化

愛されるJA共済

JA共済への信頼・満足度の向上

14

# ひと・いえ・くるまの総合保障

JA共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

さらに、組合員・利用者の皆さまに、よりご満足いただけるよう、ライフアドバイザー (LA) を中心に専門性の高い保障提供活動の実施に努めています。

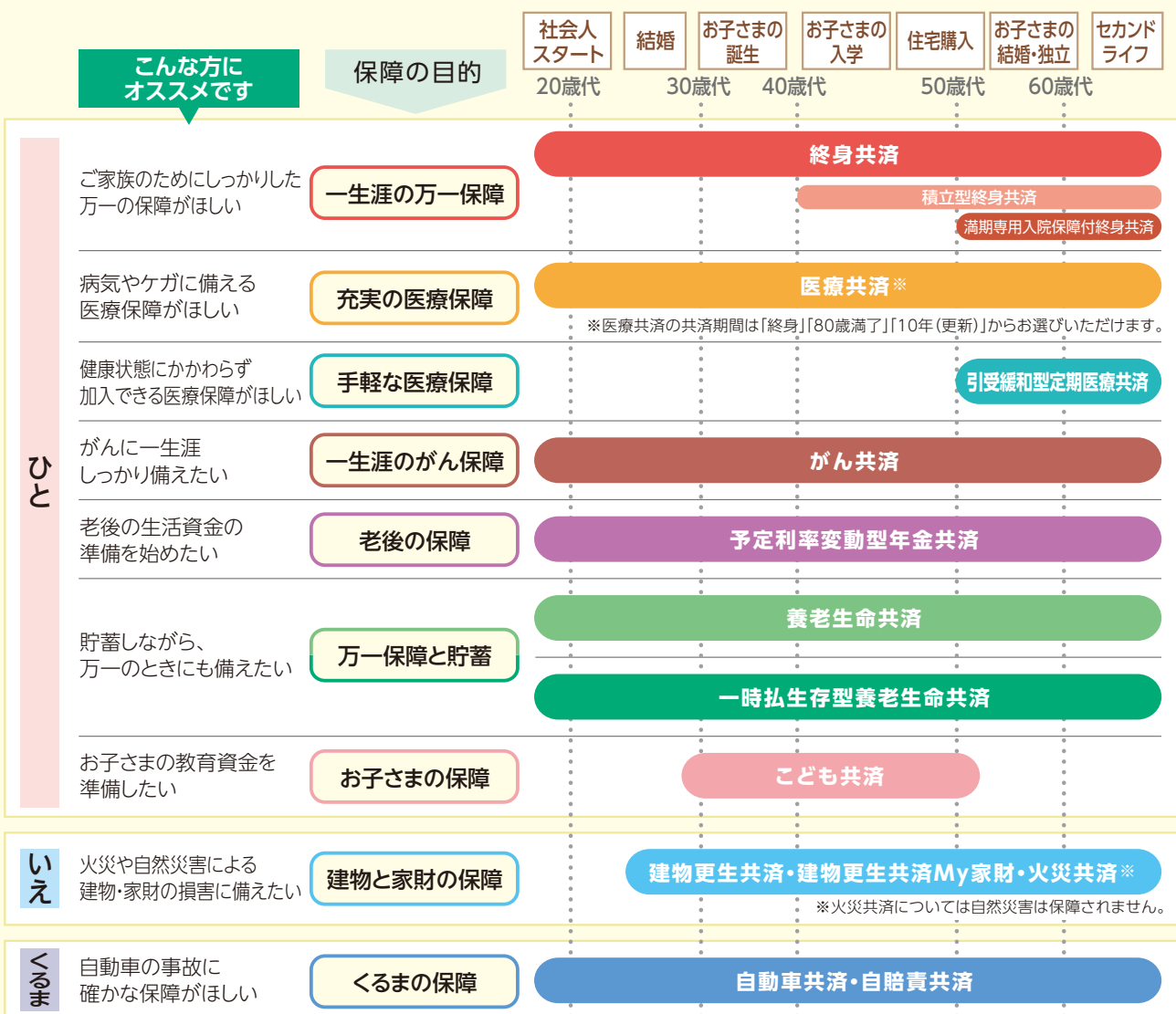
JA共済では、これからも皆さまの暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

## 「ひと・いえ・くるまの総合保障」で大きくサポート

JA共済に課せられた役割は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。死亡、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える

「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

目的やライフプランに応じて充実した保障を提供します。





**JAの生命共済は、万一保障はもちろん、医療保障の充実にも力を入れています。**

- 働き盛りの責任世代には、一生涯の万一保障である「終身共済」をおすすめします。ライフサイクルに応じて、さらに万一保障を充実させるプランがあります。
- 「医療共済」は、お子さまから中高年まで、充実した幅広い保障で皆さまに安心を提供します。万一保障を特約で充実させるプランもあります。
- 「医療共済」のほかにも医療保障の分野には、がん保障に特化した「がん共済」、通院中の方・病歴のある方も簡単な告知で加入しやすい「引受緩和型定期医療共済」があり、目的・年齢に応じてお選びいただけます。
- 病気やケガなどで所定の状態になられたときは、共済掛金払込免除制度により、その後の共済掛金をいただくことなくご契約を継続いただけます。(長期共済のみ)

長期共済\*

終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
積立型終身共済	終身共済よりも手頃な共済掛金の生涯保障プランです。健康上の理由でほかの共済・保険にご加入できなかった方も、一定の範囲で医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。
満期専用入院保障付終身共済	養老生命共済の満期を迎える共済契約者向けの終身共済プランです。万一のときの生涯保障と入院・手術保障がセットされています。
定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「1回の入院の支払限度日数」、「共済掛金の払込期間」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。特約により一定期間の万一のときの保障を確保することもできます。
引受緩和型定期医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。共済期間の満了まで健康に過ごされたときは祝金が受け取れます。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
一時払生存型養老生命共済	将来の資金づくりと同時に、万一のときの保障も確保できるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。
子ども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。





短期共済*	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
	賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。
	団体定期生命共済	団体の福利厚生制度としてご利用いただけます。



\*「長期共済」は共済期間が5年以上の契約、「短期共済」は共済期間が5年未満の契約です。

※1 上記の表で「万一のとき」とは、長期共済の場合、死亡、第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。ただし、一時払生存型養老生命共済は、死亡したときをいいます。また、短期共済の場合、死亡、後遺障害の状態に該当したときをいいます。

※2 上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。

※3 上記の共済のほかにも、国民年金基金共済、退職年金共済などがあります。

### ニーズにあわせて特約や特則が選べます(生命共済の場合)

- 災害や病気による死亡・後遺障害・介護保障を増やしたい方に  
定期特約、更新型定期特約、逡減定期特約、生活保障特約、家族収入保障特約、災害給付特約、災害死亡割増特約、三大疾病前払特約、重度障害年金特約、共済金割増支払特則
- 医療保障をより充実させたいという方に  
特定損傷特約、がん重点保障特則
- 契約期間中に中途給付金などを受け取りたいという方に  
生存特約、中途給付特則
- 共済掛金の払込方法を工夫したいという方に  
共済掛金月払特約、共済掛金一時払特約、共済掛金一部一時払特約、共済掛金建特約、共済掛金終身払特約、共済掛金ステップ払特約
- その他  
生前給付特約、年金支払移行特約、共済金年金支払特約、特別条件特約、満期前払特約、税制適格特約、出生前加入特則、指定代理請求特約

※ご契約内容により付加できない場合があります。



**JAの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対応し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。**

- 掛け捨てではないため、満期時には満期共済金をお受け取りになれます。また、定期的に修理費共済金をお受け取りになれるプランもあります。
- 建物や家財を時価額(中古品としての価額)ではなく、再取得価額(新たに取得するために必要な価額)で評価・保障するので、復旧のための十分な保障が受けられます(時価額の再取得価額に対する割合が50%以上の場合)。

長期共済*	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
短期共済*	火災共済	住まいの火災損害を保障します。
	団体建物火災共済	団体の建物・動産の損害を総合的に保障します。



\*「長期共済」は共済期間が5年以上の契約、「短期共済」は共済期間が5年未満の契約です。



**JAの自動車共済は、確かな保障と独自の割引制度、充実したサービスを提供しています。**

- 家庭用自動車共済「クルマスター」は、自動車事故による相手への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、大切な愛車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
- JAの自賠償共済とセットでご加入の場合に、対人賠償保障の共済掛金が割り引きになる自賠償共済セット割引や、車両保障と対物賠償保障をセットでご加入の場合に、それぞれの共済掛金がまとめて割り引きになる車両・対物セット割引もあります。
- 無事故を継続すると最大20等級までの無事故割引等級が適用され、共済掛金が最大約62%まで割り引かれます。また、保険会社等からの乗り換えにも無事故による割引は適用されます。
- 24時間・365日、フリーダイヤルで事故の受付やアドバイスを行なうほか、故障時の応急修理やレッカー移動も24時間体制で実施しています。

短期共済*	自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
	自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。



\*「短期共済」は共済期間が5年未満の契約です。

# ご契約について

## ご契約締結までの情報提供

JA共済では、組合員・利用者の皆さまの理解および満足度を高め、一人ひとりのニーズにあった共済の締結ができるよう以下のとおり、説明・確認を行なっています。

### 共済加入の検討

組合員・利用者の皆さまのニーズにあったプランをお選びいただきます。

#### 契約概要の説明・交付

保障内容などご契約の概要を説明・交付します。



保障設計書



重要事項説明書  
(契約概要)



リーフレット



お見積り書

### 契約内容の理解・意向の確認

重要事項を説明するとともに契約内容がご意向に沿った内容となっているかを確認します。

#### 重要事項の説明

免責事項など不利益を被ることのないよう重要事項を説明します。



重要事項説明書  
(注意喚起情報)



重要事項説明書  
(契約概要・注意喚起情報)

#### 意向確認(自動車共済は契約内容確認)の実施

意向を反映した内容になっていることを確認します。



意向確認書



ご契約内容確認書

### ご契約のお申し込み

契約内容をご理解のうえ、お申込みいただきます。

#### 「重要事項説明書(注意喚起情報)」・「意向確認書」・「ご契約内容確認書」の交付

#### 「契約申込書」・「告知書」控の交付と記入・押印

「契約申込書」に必要事項を記入していただきます。「告知書」は生命総合共済・建物更生共済にお申込みの方にご記入いただきます。



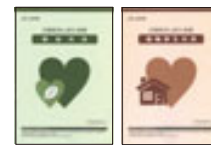
契約申込書



告知書

#### 「ご契約のしおり・約款」の交付と押印

「ご契約のしおり・約款」を交付します。生命総合共済・建物更生共済はご契約者さまから受領印をいただきます。



ご契約のしおり・約款

## 共 済 契 約 の 締 結

## ■ 共済契約に関する意向確認制度の実施

JA共済では、より利用者の皆さまの意向に沿った契約内容でご加入いただくため、平成20年4月より、ご契約のお申込み時に書面にてご意向を確認させていただく「意向確認制度」を実施しています。

具体的には、ご加入いただく共済の内容が意向に沿った内容となっているか、「意向確認書(自動車共済はご契約内容確認書)」のご記入・ご提出をお願いしています。

## ご契約に関する重要な事項等の説明

JA共済では、「農業協同組合法」「消費者契約法」「金融商品の販売等に関する法律」などの法令にもとづき、ご契約に関する重要な事項をご理解いただくために、「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」等をお渡しして、説明を行なっています。

### ① クーリング・オフ制度

共済期間が1年を超える共済契約について、ご契約のお申込者または共済契約者は、ご契約の申込日または「ご契約のしおり・約款」の交付を受けた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。(法人契約、JA共済が指定した医師の診査を受けていた場合などは除きます。)

### ② 告知義務

ご契約のお申込み、復活または特約の中途付加などに際し、共済契約者または被共済者は、最近の健康状態などJAがおたずねする重要なことからありのままに告知していただくことになっています。この際に故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、事実と相違して告知を行なった場合には、告知義務違反としてご契約または特約が解除され、共済金などをお支払いできない場合があります。

### ③ 失効

ご契約が締結された後、第2回以後の共済掛金のお払込みがないまま所定の払込猶予期間を経過した場合、ご契約は失効となり共済金などをお支払いできなくなります。

### ④ 復活

共済掛金のお払込みがないためにご契約が失効した場合でも、失効日から3年以内<sup>(注)</sup>であれば、ご契約の復活(効力をもとの状態へもどすこと)を申し込むことができます。

(注)平成22年3月31日以前に失効した契約については2年以内となります。

### ⑤ 共済掛金の自動振替貸付(一時的に共済掛金のご都合がつかないとき)

共済掛金のお払込みがないまま、所定の払込猶予期間を経過した場合でも、その時点での返れい金の額の80%の範囲内で、共済掛金に相当する額を自動的に貸し付け、ご契約を有効に継続させることができます。

### ⑥ 共済金と税金について

満期共済金・死亡共済金などをお受け取りになる場合には、共済契約者(共済掛金負担者)、被共済者、共済金受取人の関係によって課税される税金の種類が変わってきます。

※上記は生命共済の場合であり、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」にさらに詳しく記載しています(⑥については「重要事項説明書(注意喚起情報)」には記載していません)。なお、各種共済にかかる詳しい内容は、お近くのJAの窓口までお問い合わせください。



## ご本人の確認についてのお知らせ

JA共済では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、お取引に際して次のとおりご本人の確認を行なっています。

### ① ご本人の確認が必要なお取引

- (1) 新規に共済にご加入される時
- (2) 年金・満期共済金などをお支払いするとき
- (3) 200万円を超える大口の現金などでのお取引をされる時

※これらのお取引以外にもご本人の確認をさせていただくことがあります。

### ② 確認させていただく事項

《お客さまが個人の場合》 氏名、住所および生年月日

※ご本人以外の方が、お取引を行なわれる場合には、そのお取引を行なわれる方につきましてもご本人の確認をさせていただきます。

《お客さまが法人の場合》 法人の名称および本店または主たる事務所の所在地、お取引をされる方の氏名、住所および生年月日

### ③ ご提示いただく書類

窓口で次の本人確認書類のいずれかの原本を提示してください。

なお、本人確認書類は、氏名、住所および生年月日の記載があるものに限りです。

《個人の場合》 (1) 運転免許証

(2) 旅券(パスポート)

(3) 各種健康保険証

(4) 各種年金手帳

(5) 各種福祉手帳

(6) 外国人登録証明書

(7) お取引の際にご使用になられた印鑑の印鑑登録証明書 など

《法人の場合》 (1) 登記簿謄本・抄本

(2) 印鑑登録証明書 など

- ご本人の確認後のお取引に際しましても、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、共済証書の提示などJA所定の方法によりご本人の確認をさせていただくことがあります。
- ご本人以外の本人確認書類によるお取引などにつきましては、法律により禁じられています。
- ご本人の確認ができないときは、お取引ができないことがあります。

※詳しい内容は、お近くのJAの窓口までお問い合わせください。

# JA共済 しあわせ夢くらぶ



共済契約を(JA共済フォルダー)にまとめると、合計契約ポイントに応じて、新たにご加入の「ひと・いえ・くるま」の共済掛金が割引になります。さらに、優待特典も受けられるおトクなサービス、それが『JA共済 しあわせ夢くらぶ』です。手続きは簡単。入会費・年会費は無料です。

## 「JA共済 しあわせ夢くらぶ」うれしい4つのポイント！

### 1 共済掛金がおトクに!「プラス割引」

JA共済フォルダーにご登録いただいた共済契約の合計契約ポイントに応じて新たにご加入いただく「ひと・いえ・くるま」の共済掛金が割引になります。

※プラス割引の適用については、所定の要件を満たしている場合に限りです。



### 2 優待割引がいっぱい!「しあわせ特典」

JA共済の宿泊保養施設のホテルや旅館を優待料金で利用できるほか、JAタウン商品の割引などが受けられます。

#### ●のんびり保養割引サービス

JA共済の宿泊保養施設のホテル・旅館が優待料金でご利用いただけます。ぜひ、お気軽にご利用ください。

#### ●JAタウン商品割引サービス

全国の特産品を産地直送でお届けする「JAタウン」(JAグループ最大のインターネットショッピングモール)の商品が5%割引に!インターネットにより、ふるさと自慢の味覚をリーズナブルな価格でお届けします。

#### ●生活支援サービス“しあわせ夢くらぶ Club Off”

遊園地や映画、ショッピング、グルメ、日帰り湯、育児、介護サービスなど「Club Off」の加盟店において優待割引サービスがご利用いただけます。

#### ●カードde割引サービス

レストラン・ショッピング・宿泊・レンタカーなど全国約17,000店におよぶ「ClassA」加盟店において20%~5%を中心としたおトクな優待割引が受けられます。

※ご利用の際はカード裏面の「ClassA」のマークをご提示ください。



しあわせ夢くらぶカード

#### ●パストラルホテルご優待

「ホテル別府パストラル」の宿泊が優待料金でご利用いただけます。

### 3 ご契約内容やJA共済の情報をお届け

「自分が加入している共済契約の現在の内容を知りたい」というニーズにお応えするために、ご契約の状況を毎年ご案内いたします。

暮らしに役立つJA共済の情報やサービス案内などもお届けします。

### 4 JA窓口での異動手続きがスムーズに

共済契約を一元管理するため、住所変更、電話番号変更、氏名変更、共済掛金振替口座の変更について、JA窓口での異動手続きをスムーズに行なうことができます。

ほかにも「夢くらぶネット」をご利用いただくと、インターネット上で、ご加入の共済契約の内容を確認したり、住所や電話番号の変更が手軽に行なえます。※この資料は概要を説明したもので、平成22年4月現在の内容です。将来、変更・廃止されることがありますので、予めご了承ください。

JA共済フォルダー設定の際には、「JA共済フォルダーのしおり・規程」を必ずご覧ください。

※JA共済フォルダーを設定された契約者の方は、「JA共済 しあわせ夢くらぶ」の会員となります。

# ダイレクトサービス

## 電話相談サービス

### ご契約に関する相談サービス

#### JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）

JA共済の契約に関するご相談は、お近くのJAでお受けしています。JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するご相談・お問い合わせをお電話でお受けしています。苦情などのお申し出があった場合には、お申出者のご理解を得たうえで、ご加入先のJAに対して解決を依頼します。

0120-536-093

土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く、午前9時～12時・午後1時～5時

#### （社）日本共済協会 共済相談所

ご契約先のJAおよび「JA共済相談受付センター」にお申し出いただいても、ご納得いただけない場合は、JA共済連が会員となっている（社）日本共済協会の共済相談所においても、ご相談などをお受けしています。

TEL 03-5368-5757

土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く、午前9時～12時・午後1時～5時

※健康・介護に関する相談サービス「JA共済の健康・介護ほっとライン」については、P30をご覧ください。

### ご契約のお車の事故や故障のときに頼れるフリーダイヤル安心サービス

#### JA共済事故受付センター

24時間365日対応



0120-258-931

JAの営業時間内には、ご加入先のJAにご連絡ください。



#### 夜間休日現場急行サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について  
対応員が事故現場に急行し、事故状況の聞き取りなどを行います。

[受付時間] 平日：17時～23時 土日祝日：8時～23時

- 事故現場からお電話いただき、お客さまが現場急行をご希望された事故が対象となります。
- 原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できることが条件となります。ただし、高速道路上など一部の場所は本サービスの対象外となります。
- JA共済より業務委託を受けた民間警備保障会社の対応員が急行します。



#### 夜間休日初期対応サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について  
初期対応専任のスタッフがお客さまからの相談対応や相手方への迅速な対応（事故受付の連絡・修理工場への連絡・代車の手配など）を行います。

[受付時間] 平日：17時～21時（対応は22時まで）  
土日祝日：9時～21時（対応は22時まで）

- 対人賠償事故（人身傷害事故含む）、対物賠償事故、車両諸費用保障特約の付いた車両単独事故が対象となります。



#### 休日契約者面談サービス

JAの営業時間外にJA共済事故受付センターへご連絡いただいた事故について  
休日面談専任のスタッフがお客さまを訪問し、事故に関するご質問・ご相談に親身にお応えします。

[受付時間] 金曜・祝前日：17時～0時  
土曜：終日  
日曜・祝日：0時～17時

- 対人賠償事故で、事故の相手方が入院または死亡された場合が対象となります。
- JA共済より業務委託を受けた休日面談専任のスタッフが対応します。



#### レッカーサービス

外出先での事故または故障により  
自力走行不能となった場合に  
レッカー車で現場へ急行し、  
最寄りの修理工場までお車をけん引します。

24時間  
安心サービス

事前にJAまたはJA共済事故受付センターに要請された場合に本サービスの対象となります（ご自身で手配された場合は本サービスの対象外となります）。

- 現場から15km以内のけん引が無料となります。（注）
- トラブルの状況や手配内容によっては、お客さまに費用のご負担が発生する場合があります。



#### ロードサービス

外出先での故障・ガス欠などにより  
自力走行不能となった場合に  
修理業者が現場へ急行し、お車の応急修理を行います。

24時間  
安心サービス

事前にJAまたはJA共済事故受付センターに要請された場合に本サービスの対象となります（ご自身で手配された場合は本サービスの対象外となります）。

- 応急修理にともなう費用（基本料金・出動料金・作業料金など）はお客さまのご負担となります。（注）
- JAF会員の方には、JAFによる修理をご案内します。

（注）

右記の保障に  
加入されると

家庭用自動車共済	対人・対物賠償＋傷害保障＋車両保障
一般用自動車共済	対人・対物賠償＋人身傷害保障特約 ＋搭乗者傷害特約＋車両保障

「レッカーサービス」は30km以内のけん引が  
「ロードサービス」は30分程度で対応可能な応急修理が  
**無料**となります。

●事前にJAまたはJA共済事故受付センターに要請された場合に本サービスの対象となります。（ご自身で手配された場合は本サービスの対象外となります）  
※セキュリティ装置付車両のカギ開け・ガソリン代・部品代等、トラブルの状況や手配内容によっては、お客さまに費用のご負担が発生する場合があります。

※本資料は「レッカーサービス」および「ロードサービス」等に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
サービスのご利用条件・提供範囲など、詳細については「ご契約のしおり・約款」等をご参照ください。

インターネットを活用したサービス

JA共済eサービス  
(共済掛金お見積りサービス)



●ひとの保障



●いえの保障



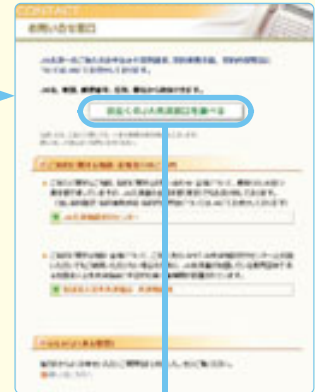
●くるまの保障



JA共済ホームページ (http://www.ja-kyosai.or.jp)



全国のJAのご連絡先



※地図から検索 北海道の例



※釧路丹頂農業協同組合 本所の例



地域貢献活動



クイズであそぼう!



●交通安全ホームページ



●JA共済なるほどクイズ





## 農業者への取り組み

農業者の皆さまは、日々さまざまなリスクに直面しています。また、今後、規模を拡大したり、法人化すれば、これまでの個人農家としては経験したことのない新たなリスクが発生することも予想されます。JA共済連では、この「リスクを回避・軽減するための仕組開発」に加え、農業者の皆さまに対する「経営形態に応じたリスク情報の提供」と「リスクの回避・軽減に向けた相談・保障提案」を行なうことが重要だと考えています。

### ■ リスクに対する啓発のために

JAグループでは農業者の皆さまなどのご意見を伺いながら、農業を営むうえでのリスクと、そのリスクの回避・軽減策をとりまとめた資料「考えてみませんか?営農リスク」を作成しました。この資料では、農業活動の流れに沿って事故や災害などのリスクの代表的な事例を挙げ、そのリスクの発生頻度や

経営への影響度、リスクに対するJAグループの対応策や公的支援制度を記載しています。これにより、農業者の皆さまは、これまでの経験に加え、体系的にリスクを把握し、どのような対策が必要かを認識していただけるようになっています。



営農リスクリーフレット  
(水稲編、露地野菜編、施設野菜編、  
果樹編、乳用牛編、肉用牛編、  
養豚編、養鶏編の8種類があります)



農業者の皆さまに向けた  
JA共済紹介リーフレット



農地・水・環境保全向上対策向け  
イベント共済リーフレット

### ■ 満足していただける保障提供のために

JA共済連では、農業者の皆さまに満足していただける保障仕組みを提供するために、実際に農家の方々を訪問し、農業を営むなかで直面しているリスクおよびそのリスクに対する回避・軽減策を伺いました。

そして、そのリスクに対する保障が可能となるよ

う仕組改訂を実施するなど、農業者のニーズに即した保障仕組みの提供に取り組みました。

なお、新たな事業系リスクについては、グループ会社である共栄火災の保険商品をJA共済の農業者向け仕組みの補完と位置づけ、JAグループとしての保障の提供に取り組んでいます。

# コンサルティング力の向上に向けて

JA共済連では、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに確実に応えるため、専門的な知識を持つスタッフを養成しています。平成6年度からは、「ライフアドバイザー（LA）」制度を導入し、平成22年3月末現在、全国で22,389人のライフアドバイザーが活動しており、コンサルティング力の向上に努めています。

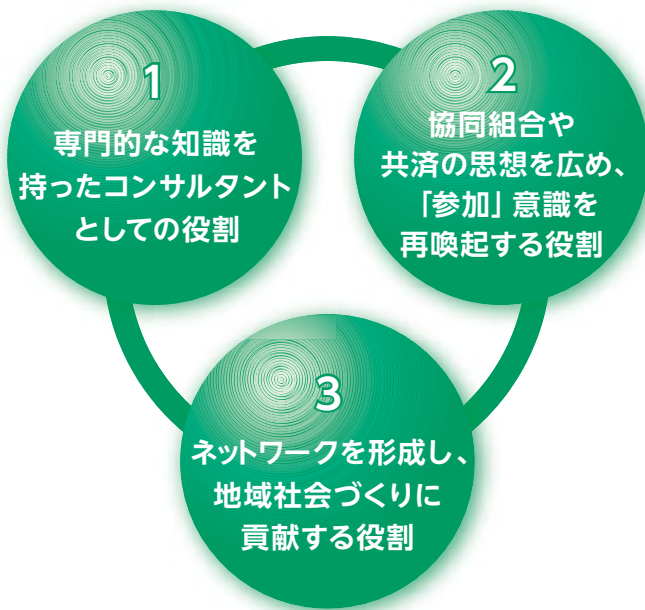
また、ライフアドバイザーに加えて、全国のJAの窓口でスマイルサポーター（支店共済担当者）が皆さまのさまざまなご要望にお応えできるよう知識やスキルの向上をはかっています。

## ライフアドバイザーの役割

ライフアドバイザーは、組合員・利用者の皆さまとJAをつなぐ重要なパイプ役です。JAの顔として、さまざまなご相談にお応えするとともに、各種ご提案やアドバイス活動を行なっています。

JA共済ではこれからも、皆さまのご要望にきめ細かく対応できるよう、研修・教育などによるライフアドバイザーの育成とレベルアップに努めていきます。

### ライフアドバイザー（LA）の意義



### 最近の取り組み

**皆さまからのご相談にお応えし、頼りにしていただける活動を行なっています。**

近年、皆さまから専門的かつ広範囲なご相談が寄せられるようになってきています。

それにお応えするため、JA共済では、ファイナンシャルプランナー（FP）の資格の取得など、共済・税務・相続などの専門的知識の修得を促進しています。さらに健康・安全などに関するさまざまな情報を組合員・利用者の皆さまにご提供することにより、ライフプランのお役に立てるよう努めています。



## スマイルサポーター（支店共済担当者）の育成

JA共済では、満足度の向上をめざし、組合員・利用者の皆さまからのさまざまなご要望に窓口対応や電話対応などでお応えできるよう、スマイルサポーターの育成に努めています。

## 交通事故対策活動

「相互扶助(助け合い)」を事業理念とするJA共済は、交通事故対策活動や在宅介護支援、健康増進、災害救援などの地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

■ JA共済地域貢献活動のホームページ <http://www.ko-tsu-anzen.jp>

### 交通事故を防ぐために

#### 地域の交通事故対策活動(「地域の安全・安心プロジェクト」)

地元のJAや警察、交通安全協会などと連携し、地域ごとに必要かつ有効な交通事故特別対策を実施することにより、安全・安心な地域づくりに積極的に取り組んでいます。

#### 生徒向け自転車交通安全教育

危険な自転車走行に伴う交通事故をスタントマンが再現し、事故を疑似体験することによって交通安全への意識を醸成する「スケアード・ストレイト教育技法」を取り入れた、中高生向け自転車交通安全教室の支援を行なっています。

また、交通事故を再現した場面や加害者になった場合の責任などを、ドラマで再現しているDVD等を地域の中学校や高校等へ配布し、交通安全授業で活用いただき、自転車事故の未然防止活動に役立てています。



#### 交通安全ラッピングバス

多くの人々の目に留まる路線バス(路面電車を含む)を活用し、「交通安全標語」をプリントしたラッピングバスを運行。交通安全の啓発活動に取り組んでいます。



#### 交通安全横断旗

つねに携帯できるオリジナル横断旗を製作し、小学校の新入学児童を対象に配布。こどもたちの交通事故の未然防止をはかります。



### 親と子の交通安全ミュージカル「魔法園児マモルワタル」

幼稚園児や保護者を対象に、平成16年度からミュージカル形式の交通安全教室を実施しています。

このミュージカルは、舞台上で園児が横断歩道を渡る体験ができるなど、客席と舞台がひとつになって、楽しみながら自然に交通ルールを学習することができるプログラムとなっています。

### ■平成21年度の活動状況

公演数	参加人数
37公演	26,337人



#### あらすじ

魔法界のマモルワタルは、いつも元気に飛び回っている魔法幼稚園の園児。あまりのワンパクさに園長先生から人間界へ修行に送られます。そこで、園児スナオ君と警察官のお姉さんに出会い、二人に助けられながら、横断歩道の渡り方や信号機の意味など、交通ルールを学び、成長していきます…。

### 高齢者向け交通安全教室

高齢者を対象に、平成17年度からJA共済オリジナルの「交通安全体操」「交通安全落語」を取り入れた交通安全教室を実施しています。

体操をとおして交通事故にあわないための体力づくりを行ったり、落語をとおして自分の危険な行動や交通安全をあらためて認識していただくことを目的としています。落語家には、桂小米さん、春雨や雷蔵さん、笑福亭瓶太さん、五明樓玉の輔さん、三遊亭遊馬さんをお招きしています。

### ■平成21年度の活動状況

開催数	参加人数
215回	30,084人



桂小米さん 春雨や雷蔵さん 笑福亭瓶太さん 五明樓玉の輔さん 三遊亭遊馬さん

### 交通安全運動への積極的な取り組み

春と秋に実施される全国交通安全運動への参加や、毎年7月から9月にかけて「JA共済全国一斉交通安全運動」を実施しています。そのなかで、自治体・警察などと連携し、交通安全教室の開催、交通安全ポスターなどの配布、高齢者などへの夜間反射シールの配布、園児や児童への交通安全手帳や帽子の寄贈などを通じて、地域の交通安全運動に積極的に取り組んでいます。

### ■平成21年度の活動状況

交通安全教室の開催
55,409人

### 高齢者向け安全運転診断

近年増加傾向にある高齢ドライバーの交通事故を防ぐために、JA共済では、平成20年度からドライビングシミュレーター搭載車両「きずな号」を全国8か所に配置し、巡回型の安全運転診断を行なっています。

過去の事例を参考に、事故を起こしやすい場面を再現したドライビングシミュレーターを使い、約5分間の講習で交通安全のアドバイスが受けられる内容となっています。





交通事故被害者の社会復帰のために

「介助犬」育成と普及への取り組み

JA共済では、交通事故などにより手足に障がいのある方の日常生活を介助する「介助犬」の育成・普及支援に取り組んでいます。

障がいのある方の自立と社会参加への支援に力を入れ、日本唯一の学術団体であるNPO法人日本介助犬アカデミーへの研究支援や、介助犬育成を手がける社会福祉法人日本介助犬協会の事業支援を実施するとともに、介助犬の受け入れに対する理解を促進するための活動なども行なっています。



新聞を渡す介助犬

写真提供：NPO法人日本介助犬アカデミー  
社会福祉法人日本介助犬協会



坂道で車椅子を引っ張る介助犬

募金活動の実施

平成21年7～9月を中心に各都道府県本部で「交通事故被害者支援のための募金活動」を実施しました。

この活動には多くの方々の賛同をいただき約829万円を超える募金が集まりました。集まった募金はすべて交通事故被害者支援団体などに寄付を行いました。



社会復帰支援のためのリハビリテーションセンター

静岡県の中伊豆と大分県の別府に交通事故等による身体障がい者の社会復帰支援を目的としたリハビリテーションセンターを開設しています。

これら2つのリハビリテーションセンターは、「病院」「福祉施設」「介護施設」の3つの機能を持った全国でも数少ない総合型の施設です。

1973年の設立以来、35年以上にわたって、「身体障がい者のしあわせ」と「福祉社会の建設に寄与すること」を理念として交通事故被害者などの社会復帰をお手伝いしています。

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター



●敷地面積／163,695㎡●建物床面積／30,401㎡●利用定員／肢体不自由者更生施設80名、身体障害者入所授産施設50名、身体障害者療護施設40名、身体障害者療護施設（伊東の丘）40名、病院（回復期リハ病棟）110床●職員数／323人

農協共済別府リハビリテーションセンター



●敷地面積／151,986㎡●建物床面積／30,334㎡●利用定員／障害者自立支援施設100名（うち通所20名）、障害者就労支援施設60名（うち通所10名）、障害者福祉ホーム5名、病院（回復期リハ病棟）97床、みょうばんクリニック19床●職員数／243人

(単位:人)

累計利用者数	昭和48年度～平成21年度
中伊豆リハビリテーションセンター	16,681
別府リハビリテーションセンター	15,894

# 災害救援／健康増進／在宅介護支援活動

## 災害にあわれた方のために

JA共済のご契約者さまのお住まいが、台風などの自然災害や火災で壊れて住めなくなってしまったとき「仮設住宅」を無償でお貸ししたり「災害シート」を無償でお配りするサービスを提供しています。

これらのサービスを通じて、ご契約者さまとご家族の生活の支援を行なっています。

※JA共済のご契約者さまで一定の要件を満たす方に限ります。

### JA共済仮設住宅貸与サービス

仮設住宅を8か月間無料でお貸しするサービスです。住宅だけでなくキッチン・トイレ・お風呂など暮らしに必要な設備をあらかじめ備えています。



平成21年度貸与棟数  
**168棟**

### JA共済災害シートサービス

JA共済災害シートを無料でお配りするサービスです。

大きさ:3.6m×5.4m(12畳)



平成21年度配付枚数  
**8,246枚**

## ずっと健康であるために（健康管理・増進活動）

### 笑い与健康教室

近年「笑うこと」が健康に良いと注目されています。医療現場においても「笑い」が治療法のひとつとして導入されるなど、その効果が医学的にも証明されつつあります。JA共済では、組合員・地域の皆さまが末永く健康で暮らせるように、「笑い」と「健康」の係りに着目したプログラムを開発。これを取り入れた「笑い与健康教室」を実施しています。



### 平成21年度の活動状況

開催数	参加人数
160回	11,206人



#### プログラムの主な内容

- 笑い与健康ビデオ(前・後編)
- レインボー体操、Oh!笑い体操
- ゲーム

### 健康・介護ほっとライン

生活習慣病予防や肥満などの健康相談、医療機関の情報提供、育児・介護・リハビリなどのご相談を専門スタッフがフリーダイヤルでお受けしています。

#### 健康・介護電話相談



無料

0120-481-536

受付時間 午前9時～午後8時(土・日・祝日を除きます)

■ 看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)による親身な応対

- 携帯電話やPHSからもご利用になれます。
- お名前は伺いませんので安心してご利用いただけます。

#### こんな相談をお受けします

- ◎ 生活習慣病予防や肥満など、生活全般の健康相談
- ◎ 気になる症状の相談、医療機関などの情報提供
- ◎ スポーツ、体力づくりなどの相談・情報の提供
- ◎ 妊娠や育児についての相談・情報の提供
- ◎ 介護に関する相談、介護サービス情報の提供
- ◎ 交通事故などのリハビリ相談・施設情報の提供



(ほっとちゃん)

### レインボー体操

JA共済が独自に開発し、皆さまにおすすめしている健康増進のための体操です。

立っても、座っても、寝たままで、いろいろな音楽にあわせてできますので、男性・女性を問わず、日頃から運動不足の方、体力に自信のない方、お年寄りの方にも気軽に楽しんでいただけます。



イキイキした毎日を応援するレインボー体操のDVD

レインボー体操のDVDより

#### レインボー体操は、健康増進に役立っています

- 誰にでもできる簡単な動きで、「肩こり・腰痛の解消」「生活習慣病予防」「老化防止」「リフレッシュ」に効果が期待できます。
- レインボー体操は、JAの各種イベントやビデオなどで紹介しており、これまでに58万人以上の方々に参加をいただいています。今後も健康増進活動の一環として普及拡大をめざしていきます。

#### ■ その他健康管理・増進活動実績

(単位:人)

活動種類		平成21年度
健康管理活動	健康診断	179,729
	人間ドック	51,721
健康増進活動	レインボー体操	13,983
高齢者福祉活動	高齢者集団保養健診	15,687

### 在宅介護のために

交通事故被害者の増加や高齢化の進行により、在宅介護はますます重要なものとなっています。

JA共済では、従来から在宅介護の支援に取り組み、介護福祉士をめざして勉学中の方に奨学金を支給する「JA共済介護福祉士奨学金制度」や、ホームヘルパーの養成研修会の受講を修了した方に助成金を支給する「JA共済身体障害者ホームヘルパー助成制度」を実施しています。

#### ■ 養成人員数

(単位:人)

	平成21年度	累計人数
介護福祉士養成	5	204
ホームヘルパー養成(1級・2級合計)	374	35,861

※平成21年度の数値は実養成人数であり、累計人数は平成6年度からの累計養成人数です。



## 文化支援／環境保全活動

JA共済では、心の豊かさ、地域社会との絆づくりを大切にするとともに、JA共済の理念である相互扶助（助け合い）の精神をお伝えするため、文化支援活動を展開しています。

### 書道・交通安全ポスターコンクール

毎年、小・中学生を対象に開催している書道・交通安全ポスターコンクールは、全国でも最大級の規模であり、平成21年度の第53回書道コンクールには、137万点を超える応募が、第38回交通安全ポスターコンクールには、約16万点を超える応募がありました。

JA共済では、こうした活動を通じて助け合いの精神や交通安全への関心を高めることに貢献しています。

### 書道・交通安全ポスターコンクール大賞表彰式



JA共済 書道・交通安全ポスター  
コンクールキャラクター

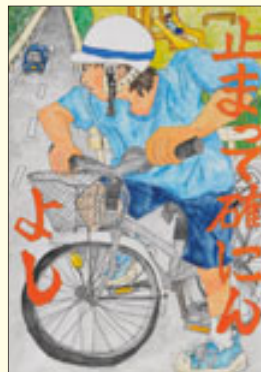
「キョショー」 「ガショー」



©2008 JA-KYOGAI



内閣府特命担当大臣賞  
高橋茜さん(中学3年)



警察庁長官賞  
白山由希子さん(小学6年)

農林水産大臣賞  
平本真理子さん(小学5年)

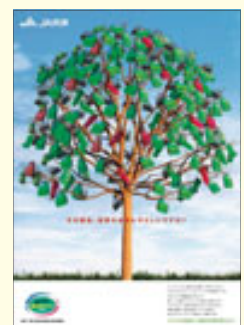


文部科学大臣奨励賞  
大南寛人さん(小学3年)

### 地球環境を守るために

#### リボンキャンペーン

JA共済では資源の有効活用と地球環境保護を目的として、事故の修理時のみではなく、一般的な修理や車検の時にも、車の損害箇所については新品と交換せず、補修したリサイクル部品を使っただけのよう啓発活動を行なっています。





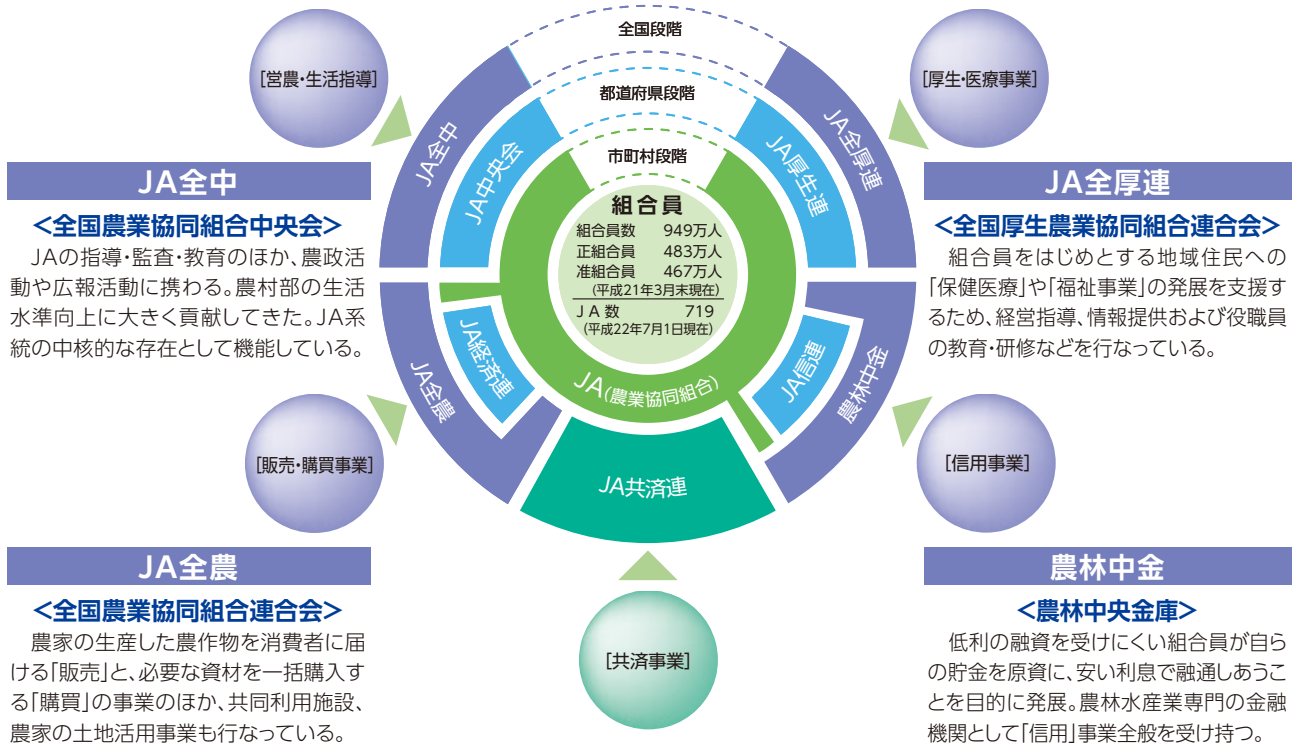
# JAグループの組織概要とJA共済の位置づけ

JA(農業協同組合)は、「人の和」から生まれる助け合いの気持ちを第一に、地域づくりの一員として活動しています。事業内容は、「営農・生活指導」「共済」「経済(販売・購買)」「信用」「厚生・医療」の5つに分けられ、これらが一体となって地域づくりに貢献しています。

そのなかにあって、JA共済は、保障の提供を中心とした活動を通じて組合員・利用者の皆さまの生活を守り支える事業を行なっています。



JAマークの大きな三角形は「自然」「大地」、小さな三角形は「人間」を表しています。左端の円は「農業の豊かさ」「実り」、さらには協同の精神にもとづく「人の和」を象徴しています。



**JA共済連**

**<全国共済農業協同組合連合会>**

相互扶助(助け合い)の事業理念にもとづき、暮らしのすべてにわたる保障を行なう「JA共済」。その仕組開発、資産運用などを行なう。

**主要な業務の内容**

- 1 共済契約の引き受け
- 2 財産運用
- 3 自動車損害賠償保障法第7条第1項の規定にもとづく政府からの業務の受託
- 4 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理または事務の代行

## 国際活動への取り組み

JA共済は日本だけでなく、世界の協同組合(保険)運動との協同・連帯も大切にしています。

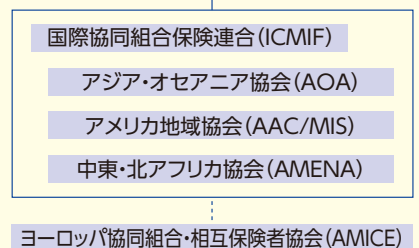
**ICA [国際協同組合同盟]**  
 International Co-operative Alliance

ICAは、1895年にロンドンで設立された国際協同組合同盟で、相互扶助と民主主義の精神のもとに、協同組合運動を国内的にも国際的にも発展させていこうとする組織です。世界90か国、239団体組織、4地域協会から構成され、組合員8億人以上を擁する世界最大の民間公益団体(NGO)として、国連からも高く評価されています。JA共済連は1973年に加盟しています。

**ICMIF [国際協同組合保険連合]**  
 International Cooperative and Mutual Insurance Federation

ICMIFはICAの専門機関の1つであり、会員組織への情報提供や各種サービスの提供を通じて、世界レベルでの協同組合保険の発展に貢献することを目的に活動している組織です。世界74か国、216組織から構成され、JA共済連は1964年に加盟しています。

**ICAとICMIFの組織図**  
 国際協同組合同盟(ICA)



# JA共済連の組織概要

## 組織の名称

**全国共済農業協同組合連合会** 略称:全共連 愛称:JA共済連

## 会員（平成22年3月31日現在）

正会員	825
准会員	48
計	873

※JA 730、県信連36、県経済連8、県厚生連35、  
その他連合会14、全国連2、准会員48

## 総代（平成22年3月31日現在）

総代定数 **215**

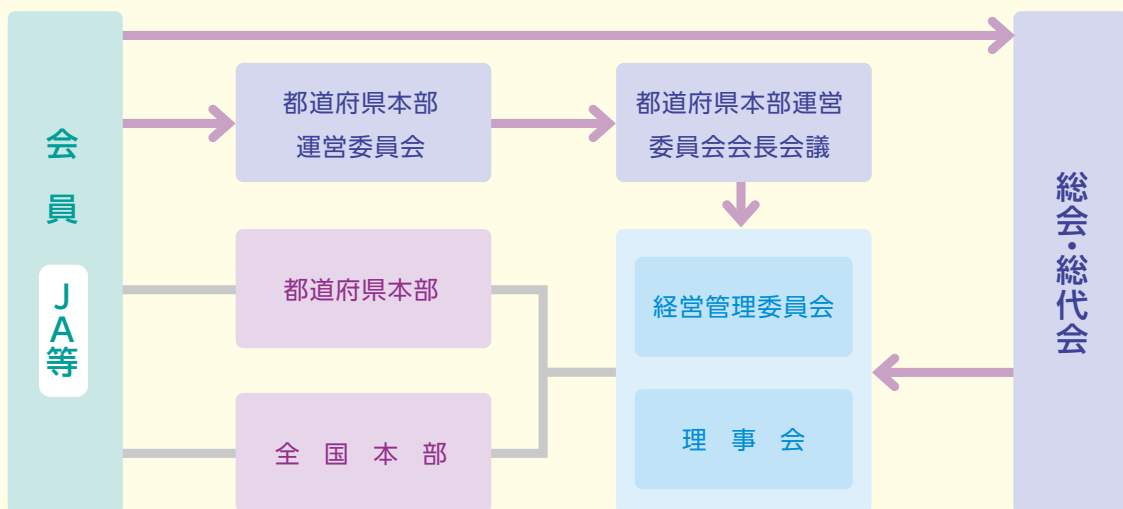
※1 都道府県の区域ごとに正会員たるJAおよび連合会から選挙される総代定数213

※2 正会員たる全国連から選挙される総代定数2

## 会員による民主的運営

JA共済連の意思決定は、総代会制による運営を基本としています。

(注) → 矢印が意思反映の流れ



※1 総会は、正会員により構成される最高の意思決定機関であり、定款変更、事業運営に関する中長期計画の設定・変更、毎事業年度の事業計画の設定・変更、事業報告書・剰余金処分案・損失処理案などの機関決定を行ないます。

※2 総代会は、総会外の選挙にて選任された総代による、総会に代わる意思決定機関です。

# JA共済Q&A

日頃皆さまからいただいております、主なお問い合わせにお答えします。



## JA共済の特徴は何ですか？

**A** JA共済は、JAの行なう地域密着の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています(P.15参照)。

### ■ JA共済の特徴

#### 営利を目的としていません。

JA共済は、「相互扶助(助け合い)」を基本理念として、組合員自身の手によって生まれました。したがって、営利を目的としていません。

#### 共済掛金は無理なくご負担いただけるよう設定しています。

JA共済は、営利を目的としていないこと、JAの総合事業の一環として共済事業を運営していることなどから、共済掛金は、組合員・利用者の皆さまの家計費のなかで、無理なくご負担いただけるよう設定しています。

#### 生活設計にあった保障をおすすめします。

JAは地域に密着しています。JA職員も同じ地域に暮らす隣人です。したがって、加入される皆さまの立場に立った保障をおすすめします。



## JA共済の契約者保護はどうなっているのですか？

**A** JAおよびJA共済連は、健全な事業運営を行なうとともに、ご契約者さまに不利益の生じることがないように努めています。

万一、窓口となっているJAの経営が困難に陥るような場合には、他のJAとJA共済連が共同して、またはJA共済連が単独でご契約をお引き受けすることにより、保障を継続いたします。

(注)共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けしています。

### JA共済への信頼を高めていただくために！

JAおよびJA共済連では、ご契約者さまにさらなる「安心と満足」を提供し、JA共済への信頼を一層高めていただくために、「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」を定めています。JAおよびJA共済連では、役職員が一体となってコンプライアンスおよびリスク管理に努めています。





## JA共済には一般の人でも加入できるのですか？



農家組合員以外の方でもご利用になれます。

利用に際しては「准組合員」になる方法と「員外利用」により利用できる方法があります。

准組合員になるには、JAの協同組合運動にご賛同いただいたうえで、出資金のお支払いが必要となります。准組合員になられた方は、JA共済だけでなく、JAの他の事業も農家組合員と同様にご利用いただくことができます（准組合員をやめられるときは、出資金をお返します）。

また、員外利用とは、JAごとに組合員の共済事業の利用高の2割まで組合員以外の皆さまのご利用が農協法で認められており、出資金不要でご利用いただけます。

出資金の額や員外利用の取り扱いについては、それぞれのJAによって異なりますので、詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

### 農協法

農業協同組合法。昭和22年11月19日公布。JAや連合会などが事業を行なう根拠となる法律。



## JA共済では経営内容の情報開示についてどのように取り組んでいるのですか？



JA共済では、従来から農協法にもとづき、組合員・利用者の皆さまに対し、業務報告書を中心とした情報開示を行ってきました。

平成9年からは、JA共済の契約量や共済契約準備金をはじめとする支払担保力状況ならびに財務状況などについて、皆さまへの情報開示を実施しています。

また、平成11年からは、より充実したディスクロージャー誌の作成をめざすとともに、開示機会の拡大をはかるため、ディスクロージャー誌の内容をコンパクトにまとめたダイジェスト版を作成しています。

さらに、平成18年からは、改正農協法（平成17年4月1日施行）等にもとづき情報開示を実施しています。

今後とも、「積極的な情報開示」を基本姿勢に、開示内容の改善・充実をはかっていきます。

#### ● JA共済連の現状



農業協同組合法第54条の3にもとづき作成しているディスクロージャー誌

#### ● JA共済連のごあんない



「JA共済連の現状」のダイジェスト版

#### ● JA共済安心めっせーじ



ディスクロージャー誌の刊行前に発行するJA共済の事業概要報告資料

#### ● ANNUAL REPORT



英文ディスクロージャー誌

#### ● JA共済地域貢献活動のご報告



JA共済の地域貢献活動に関する年次報告資料



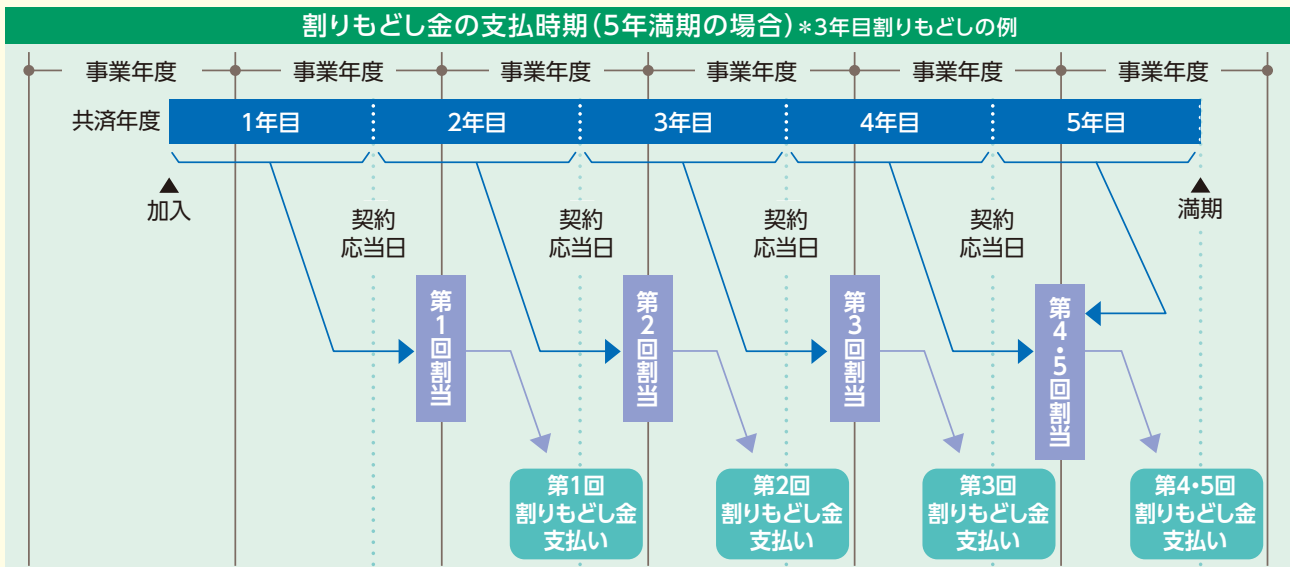


## JA共済の割りもどし金の仕組みはどのようになっているのですか？

**A** 生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行なう共済(長期共済)の共済掛金は、あらかじめ予定した計算基礎にもとづいて設定しています。

この計算基礎は、統計上の危険率にもとづき算定した「予定危険率」、満期などに向けて積み立てる積立金の運用をあらかじめ見込んだ「予定利率」、共済事業運営に必要な経費にあてるための「予定事業費率」から成り立っています。

「割りもどし金」は、上記の計算基礎による予定の率と決算による実績との差(危険差損益・利差損益・費差損益)を精算し、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて公平にご契約者の皆さまにお返しするものです。



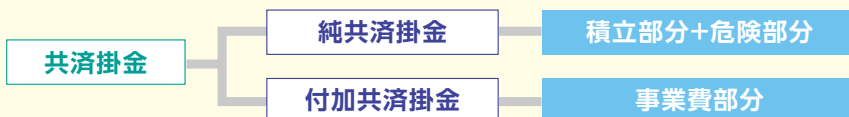
(注) ご契約の共済種類によっては、割りもどし金の支払時期が上図と異なるものがあります。

### ■ 共済掛金の構成と3利源

共済掛金は、純共済掛金(積立部分+危険部分)と付加共済掛金(事業費部分)で構成されます。

- 1 積立部分** 将来の共済金の支払いに備えて毎年積み立てられる部分。  
積立金は運用され、予定利率にもとづく運用益と、実際の運用益の差を「利差」といいます。
- 2 危険部分** 危険にかかる共済金の支払財源となる部分。統計から算出した危険率にもとづいて決められます。  
統計上の危険率にもとづき予定していた支払共済金と実際の支払共済金の差を「危険差」といいます。
- 3 事業費部分** 共済事業を行なううえでの経費部分。  
予定していた経費と実際にかかった経費の差を「費差」といいます。

契約者への割りもどし金は、これら3つの部分(3利源)の剰余から支払われます。



### ■ 3利源の剰余と割りもどし金

JA共済では、3利源から生じた利益から、将来の共済金支払を確実にこなすために必要な異常危険準備金等の準備金を積み立てた後の剰余については、共済約款・共済掛金率審議委員会(注)により定められた基準にしたがい、利差・危険差の100%、費差の20%以上(平成21年度80.0%)を契約者割戻準備金に積み立て、ここから割りもどし金をお支払いしています。

(注) 共済約款・共済掛金率審議委員会とは、共済契約者の代表、JAの代表および学識経験者で構成され、共済契約者の利益保護を目的に共済約款および共済掛金に関する事項の審議等を行なう委員会です。

# JA共済のあゆみ

昭和23年に農協の共済事業が始まってから、60年を超えました。その間、数多くの組合員・利用者をはじめとする地域の皆さまのご理解・ご賛同を得て、JA共済は大きく成長することができました。これからも、一人ひとりのしあわせのために、皆さまとともに力強く歩んでまいります。

昭和20年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>22年 農協法制定</li> <li>23年 北海道で農協共済事業開始</li> <li>26年 全国共済農業協同組合連合会(全共連)設立/建物共済(現行の団体建物火災共済)を開始</li> <li>27年 養老生命共済を開始</li> <li>28年 家屋更生共済(現行の建物更生共済)を開始</li> <li>29年 農協法の一部改正(現在のJA共済事業の法的基盤が確立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和30年度「農協の共済(JA共済)」誌創刊号</li> </ul> 
30年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年 農家建物火災共済(現行の火災共済)を開始</li> <li>33年 46都道府県に共済連合会の設立が完了</li> <li>36年 長期共済保有契約高1兆円を達成/こども共済を開始</li> <li>37年 定期生命共済(現行の団体定期生命共済)を開始</li> <li>38年 全共連ビル落成/自動車共済を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和36年度「農協の共済」4月号</li> </ul> 
40年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>41年 自賠償共済を開始</li> <li>42年 養老生命共済2型・3型(みのり共済)を開始</li> <li>44年 全共連厚木センター開設/傷害共済、住宅建築共済を開始</li> <li>45年 長期共済保有契約高10兆円を達成</li> <li>47年 沖縄県本土復帰により、沖縄県共済連設立/養老生命共済5型(みのり共済大地)、(みのり共済ヤング)を開始</li> <li>48年 中伊豆、別府リハビリテーションセンター開設/建物更生共済2型(建更まもり)を開始</li> <li>49年 県共連・全共連間のオンラインシステムが本格的に稼働/長期定期生命共済を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和45年度「農協の共済」</li> </ul> 
50年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>50年 養老生命共済10型(みのり共済大地20)、15型(みのり共済大地30)を開始</li> <li>51年 財産形成貯蓄共済、財産形成給付金共済を開始</li> <li>53年 農協の全共連加入後、初の臨時総代会開催/建物更生共済5型(建更まもり5型)を開始</li> <li>54年 長期共済保有契約高100兆円達成</li> <li>55年 農機具損害共済、農機具更新共済を開始</li> <li>56年 全共連創立30周年/年金共済(いきがい)を開始</li> <li>57年 退職年金共済を開始</li> <li>58年 終身共済(ちとせ)を開始</li> <li>59年 全共連自動車研修センター開設/定額定期生命共済(ふれあい)を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和54年度「農協の共済」7月号</li> </ul> 
60年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>60年 長期共済保有契約高200兆円達成/全共連大阪センター開設</li> <li>61年 建物更生共済の動産主契約(My家財)を開始</li> <li>62年 第三次オンラインシステムが稼働</li> <li>63年 終身共済(よろこびライフ)に改称/(株)全共連自動車研修センター設立/全共連アメリカ投資顧問(株)設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和60年度「農協の共済」</li> </ul> 
平成	<ul style="list-style-type: none"> <li>元年 組合オンライン開始/賠償責任共済を開始/全共連ビル別館落成/全共連イギリス投資顧問(株)設立</li> <li>2年 団体生存共済を開始</li> <li>3年 長期共済保有契約高300兆円達成/(社)農協共済総合研究所設立/全国農業みどり国民年金基金設立</li> <li>4年 CIを導入し、愛称をJA共済に変更/(社)日本共済協会設立/ICA東京大会・ICMIF東京総会開催</li> <li>5年 ボランティア活動共済を開始/全共連ビル新館取得</li> <li>6年 生命総合共済スタート/JA共済の健康ほっとラインを開始/示談代行制度を開始/JA全共連石岡センター開設</li> <li>7年 終身共済・養老生命共済25倍保障を開始</li> <li>8年 こども共済(えがお)を開始/在宅介護モデル施設2か所を認定</li> <li>9年 総資産30兆円突破(JA共済連)/満期専用入院保障付終身共済(花満ち)を開始/終身共済・養老生命共済30倍保障を開始/クリーニング・オフ制度を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成4年度「JA共済 Kyosai」</li> </ul> 
10年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年 JA共済50周年/JA共済の健康・介護ほっとラインを開始/終身共済(愛のかたち)を開始/こども共済(えがおプラス)を開始</li> <li>11年 終身共済(ゆとりプラス)を開始/建物更生共済10型(建更まもり10型)を開始/自動車共済(大安心パック)・(超安心パック)を開始</li> <li>12年 47都道府県共済連と全共連が一斉統合/積立型終身共済を開始/高額契約掛金優遇制度を開始</li> <li>13年 JA共済ネットシステム2000(Kinds'00)を稼働/共栄火災との提携/自動車共済等級据置特約を開始/JA共済eサービスを開始</li> <li>14年 JA共済しあわせ夢くらぶを開始/がん共済を開始/確定拠出年金共済を開始/新退職年金共済を開始/経営管理委員会制度を導入(JA共済連)/自動車共済の割引制度を拡充</li> <li>15年 総資産40兆円突破(JA共済連)/共栄火災を子会社化(JA共済連)/定期医療共済(せるふけあ)を開始</li> <li>16年 医療共済(べすとけあ)を開始/予定利率変動型年金共済(ライフロード)を開始/建物更生共済(むてき)を開始/自動車共済(あんしんDX)を開始/川崎センター開設</li> <li>17年 農協法の一部改正(JA共済事業の法制度の抜本的整備)/JAとJA共済連が共済契約を共同で引き受ける方式に変更/自動車・自賠償共済における共済代理店制度を導入/東日本引受センター・西日本引受センター設立</li> <li>18年 医療共済(べすとけあ120)を開始/JA共済専任研修センター開設/健康祝金支払特付定期医療共済(がんばるけあ)を開始/特定損傷特約付定期医療共済(せるふけあ はなこわんぱくマン)を開始/3Q訪問プロジェクトを開始</li> <li>19年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成22年度「JA共済 KYOSAI」7月号</li> </ul> 
20年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年 一時払生存型養老生命共済(たくわエール)を開始/引受緩和型定期医療共済(がんばるけあスマイル)を開始/家庭用自動車共済(クルマスター)を開始</li> <li>21年 養老生命共済(みらいのきずな)を開始</li> <li>22年 保険法の施行(保険法に則した約款・手続きへの変更)/新医療共済を開始</li> </ul>	



本誌は地産地消・輸送マイルージに  
配慮し、大豆油にかわり米ぬか油を  
使用したライスインキで印刷しています。

